

平成16年5月13日

会社名山之内製薬株式会社

## ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成16年5月13日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年6月24日開催予定の当社第91回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1.株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、株主価値向上を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役、執行役員及び幹部従業員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2.新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役員及び幹部従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式180,000株を上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

1,800個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のう

え、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく転換社債の転換及び商法第221条ノ2の規定(単元未満株式の売渡請求)に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使可能期間

平成18年7月1日から平成26年6月24日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

② 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

3.新株予約権割当の要領

各対象者別の新株予約権の割当数については、各対象者の職責及び業績への貢献を考慮し、当社取締役会にて決定するものとする。

また、各対象者に対する新株予約権の割当に際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す「新株予約権割当契約」を各対象者との間で締結するものとする。

※ 新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成16年6月24日開催予定の当社第91回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上